

2006年度～2010年度

協働のまち藤沢をめざして

藤沢市市民活動推進計画

2005年9月

藤 沢 市

はじめに

阪神・淡路大震災を契機として全国的に拡大した市民活動であります。昨年10月に発生した新潟県中越地震でも全国から多くのボランティアが被災地に駆けつけ、さまざまな支援活動を展開しました。

現地の避難所では、食事の支度や支援物資の運搬など、また、被災者の自宅では、家の中の片づけや壊れた家の廃材の運搬や農作業の手伝いなどを、ボランティアの人々が支えてきました。本市からも多くのボランティアが支援活動に参加したと聞いており、現在でもなお継続されているところであります。

これまで、ボランティアや市民活動は、「無償」の活動といった性格を持っていましたが、公益的な市民活動を継続的に維持し、発展させていくためには、収益を得て次の活動へ展開するための費用に充てることが必要となってきました。つまり、非営利活動ではありますが、収益を得ながら活動を展開していくことが必要となってきたわけであります。

国においては、新たにコミュニティビジネスの推進を掲げておりますが、地域の課題をビジネスの手法により解決していくために、その実施主体の一つとして市民活動団体やNPO法人に期待を寄せているところであります。

市内では、高齢者の介護予防事業やIT技術を活かした事業的な活動が、徐々に増えつつあります。参加される市民層はさまざまですが、今後はリタイアされた方の参加も増えていくものと考えております。

いま、いわゆる2007年問題が各分野で論議されておりますが、団塊の世代が定年を迎えて地域社会に戻るときこそ、本市の豊富な人材が地域でその力を発揮していく大きな転機となるものと考えております。団塊世代の市民の皆さんが、これから地域でどのような活動を起こしていくか、将来に向けて大きな期待が寄せられております。

終わりに、この計画策定に当たりまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました藤沢市市民活動推進委員会の委員の方々、藤沢市市民電子会議室運営委員会の委員の方々、そして関係者の皆様方に心から厚く御礼申し上げますとともに、この計画の実現に向け、今後とも市民の皆様、事業者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

2005年9月

藤沢市長 山本 捷雄

目 次

はじめに

第 1 章	計画策定の趣旨・位置付け	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	対象	3
第 2 章	市民活動推進の現状	4
1	推進の背景と意義	4
2	藤沢市の取り組み	4
3	国、県の状況	5
第 3 章	藤沢市における市民活動推進の諸課題	8
1	活動する場の確保について	8
2	情報の収集及び提供について	8
3	財政的な支援について	9
4	協働事業について	9
第 4 章	市民活動推進の基本理念	11
1	市民活動推進計画の基本理念	11
2	協働について	11
第 5 章	市民活動推進の基本的な指針と施策	13
1	活動する場の確保について	13
2	情報の収集及び提供について	16
3	財政的な支援について	19
4	協働事業について	22
第 6 章	市民活動推進計画の推進体制	25
1	市民活動推進の体制	25
2	市民活動を推進する人材の育成	25
3	市民活動推進計画の基本的な施策実施担当課	27
資料編	藤沢市の市民活動支援図	30
	藤沢市公共施設一覧表	31
	藤沢市市民活動推進条例	36

第1章 計画策定の趣旨・位置付け

1 計画策定の趣旨

「私たちのまち藤沢は、市民活動が活発なまちであり、これまで、様々な市民や市民活動団体が協力し合って、創造性豊かな活力ある地域社会を築いてきた。

こうした市民の力は、これからの藤沢のまちづくりにとってますます必要とされ、更に推進していくことが求められている。そのためには、市民一人ひとりが、自分自身に何ができるのかを問い直し、新たな参加・創造の主体へと変化していくことが期待される場所である。

さらに、市民、市民活動団体、事業者及び市が相互に連携し、それぞれの持てる力を発揮することにより、人間性豊かな地域社会を形成していくことがこれまで以上に大切なこととなっている。

とりわけ、市民活動が市民の自主的な参加によって行われるあらゆる分野における自発的な活動であることにかんがみ、市民活動の自主性と自発性を尊重し、その活動の環境を整備し、あわせて、より効果的な行政との協働システムの構築に向けた総合的な施策を推進していくため、ここに藤沢市市民活動推進条例を制定した。」(市民活動推進条例前文より)

本市では、2001年(平成13年)10月1日に施行した藤沢市市民活動推進条例において、市民活動推進計画について市の責務を示し、「市民活動を推進するための総合的な施策を講じ、市民活動が活発に行われるための環境の整備に努めるものとする。」と定めています。

この趣旨に沿って本市の市民活動の推進計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、本市のふじさわ総合計画2020の基本計画における基本目標に対応したもので、市民活動推進条例に基づき本市の市民活動推進に関わる計画を定めたものです。

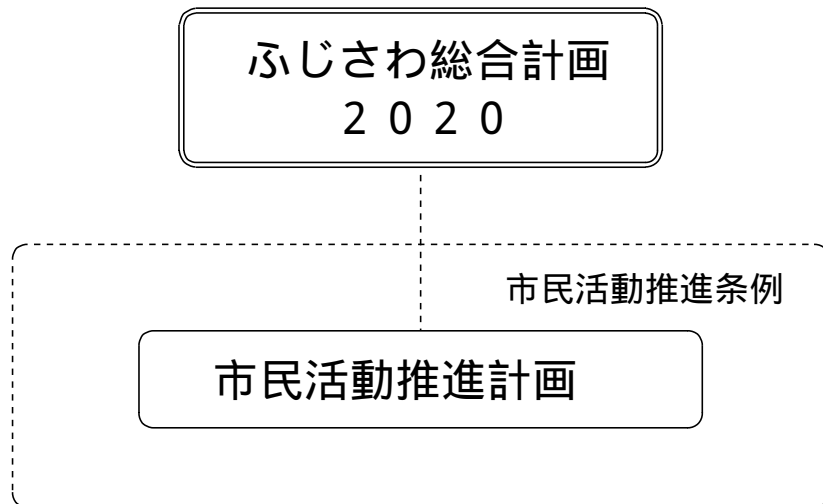
ふじさわ総合計画2020の基本計画

基本目標7 すべての市民が協働してすすめるまち

2 市民が主体のまちづくり

1) 市民活動団体のネットワーク化の支援

2) 市民活動推進センターの支援



【これまでの経過】

2001年（平成13年）10月 1日 市民活動推進条例施行

2001年（平成13年）12月15日 市民活動推進センター開設

（市民活動を推進する拠点施設）

3 計画の期間

本計画は、2006年度から2010年度までの5ヶ年の計画とし、ふじさわ総合計画2020との連携を図るものです。

なお、今後の社会経済情勢の変化や、国、県、及び本市における市民活動の推進状況を考慮しながら、見直しを行っていくものとします。

計画期間



4 対象

本計画は、公益的な市民活動を行い、又は行おうとするものを対象とします。

「公益的な市民活動」とは、誰に対しても開かれ、継続性があり、地域の課題や社会的問題等の解決のために取り組むものを意味し、市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動であって、政治・宗教活動等を除くものをいいます。

しかし、市民活動の中には、地域が限定されたり、公益性が強いものがありますが、公益を目的とした活動が活動の範囲を広げ「公益的な市民活動」を行う場合もあります。

従って、実施している活動内容により「公益的な市民活動」であるか否かを判断することが必要とされます。

用語や概念の整理

「市民活動」とは、市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動であって次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動でないこと。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動でないこと。
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動でないこと。

(市民活動推進条例の規定から)

「公益」とは、広く社会全般の利益、あるいは、不特定多数の者の利益を意味し、「私益」「共益」を超えた社会全体の利益(不特定多数の利益)をいいます。

「私益」とは、一個人や一組織の構成員のための利益、「共益」とは、組織の構成員も含め、共通の利害関係者のための利益をいいます。

営利を目的としないとは、その活動が対価を受け取っているかどうかということだけで営利か非営利かを判断するのではなく、その市民活動団体が活動によって得た利益や資産を構成員に分配しないことを意味しています。

第2章 市民活動推進の現状

1 推進の背景と意義

これまでの社会システムにおいては、行政が公共サービスを提供し、また、企業が商業的サービスを提供してきました。

行政は公共サービスを平等、公平、中立という価値観に基づき、広く誰にも同様のサービスを進めてきました。しかし、行政の提供するサービスは、少子高齢化社会の到来、生活環境の悪化、経済や雇用不安、財政状況の悪化などにより、多種多様化する市民ニーズには答えられなくなってきました。

また、企業もマイナスの経済成長や低成長のなかで、賃金カットやリストラなどにより、厳しい状況が続いています。

このように既存の2つのセクターが時代の変化に対応し切れない状況の中で、新たなセクターが求められています。それが市民活動による新しいセクターであります。

市民活動は、これまで行政のともすれば画一的、均一的になりがちなサービス提供や、企業の利潤追求や市場原理を重視した形とは異なる形でサービスを提供していくことができます。また、自発的にさまざまな問題や市民ニーズを感知し、素早くニーズに対応し、社会の変化に対応した先駆的な試みや、柔軟な対応が期待できます。

市民活動は、阪神淡路大震災を契機に全国的な広がりを見せ、行政では対応できない分野、あるいは、行政が対応しにくい分野に、柔軟に、きめ細かく、迅速に対応できるなどの特性を活かした活動を展開してきました。

本市では、このような市民活動が組織的基盤を確立し、安定的に、かつ継続的な活動を展開できるようになるとともに、市民活動団体を地域社会形成の主体として位置付け、行政のパートナーとして新たな公共の担い手となることが期待されています。

2 藤沢市の取り組み

本市における市民活動推進の取り組みは、2000年（平成12年）9月に発足した藤沢市市民活動推進検討委員会において行なわれ、2001年（平成13年）3月、本市の市民活動の指針となる報告書「藤沢市の市民活動の推進を目指して」が市に提出されています。

さらに、2001年4月に設置された（仮称）藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会において、市民活動推進センターの運営及び藤沢市市民活動推進条例の内容についての検討が集中的に行なわれ、同年7月に「（仮称）藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会報告書」が市に提出されました。

本市においては、これら報告書をもとに市民活動推進条例と市民活動推進センターの設置について検討を進め、2001年（平成13年）10月1日に藤沢市市民活動推進条例を施行しました。

また、同年12月15日に本市初の公益的な市民活動の拠点施設として市民活動推進センターを開設しました。

市民活動推進センターにおいては、市民活動の推進を図るため、次に掲げる事業を行うことを定めています。

- ・ 推進センターの施設及び設備を利用に供すること。
- ・ 市民活動に関する情報を収集し、及び提供すること。
- ・ 市民活動に関する学習機会及び市民活動を行うものの相互交流の機会を提供すること。
- ・ 市民活動に関する相談を行うこと。
- ・ 市民活動に関する人材育成及び交流を行うこと。
- ・ 市民活動に関する調査及び研究を行うこと。

2005年(平成17年)3月末日現在、市民活動推進センターにおける市民活動団体の利用団体登録の状況としては、297団体が登録されています。また、利用状況としては、開設以来順調な利用者の伸びを記録しており、2001年度(13年度)3,342人(12月15日開設)、2002年度(14年度)延べ18,743人、2003年度(15年度)延べ25,922人、2004年度(16年度)は、延べ28,340人と次第に増加している状況にあります。一日当たりの平均の利用者数は、92.3人が利用されています。

一方、特定非営利活動法人の認証状況としては、2005年(平成17年)3月末日現在県下では、総数約1,200法人が認証されており、その内藤沢市は72法人となっており、横浜市、川崎市に次いで多いという状況です。

3 国、県の状況

(1) 国の状況

国は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、市民が行う自由な社会貢献活動の発展を促進することを目的に、特定非営利活動促進法(以下「特定非営利促進法」という。)を、1998年(平成10年)3月に制定し、同年12月1日に施行しました。

その後、2003年(平成15年)5月1日に法律が一部改正され、

- 1 特定非営利活動の種類を追加
- 2 設立の認証の申請手続きを簡素化
- 3 暴力団を排除するための措置を強化

等の規定が盛り込まれました。

追加された特定非営利活動の種類としては、改正前の12分野から新たに5分野が追加されて、17分野となりました。

追加された分野には、経済活動の活性化を図る活動や職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動など、いままではなかった経済活動面での特定非営利活動の促進の意味合いが生じてきました。

改正後の活動分野

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

また、経済産業省では、新たに「コミュニティビジネス」を発表し、NPOや企業等を含めた支援策を打ち出しております。

関東経済産業局によると「コミュニティビジネスとは、地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組み」と定義しています。

地域住民自らが立ち上がり、コミュニティが抱える問題を解決しようという動きに対応するもので、ここで「ビジネス」と呼ぶのは、活動をより効率的に、かつ始めた以上は責任を持って継続的に、安定的に行うため、いわゆる「ビジネスの手法」を採って、事業として運営するためとしています。NPOは、このコミュニティビジネスを行うのに相応しい組織形態のひとつと考えられています。

地域での新しい課題解決のためのビジネスの場を形成することで、地域における創業機会、地域雇用を拡大する効果が期待され、また、地域住民自らが主導し実践することによって、地域社会の自立・活性化や、地域コミュニティ再生などの効果も期待されます。

(2) 県の状況

県は、ボランティア活動・市民活動を支援するための県直営の施設として、「かながわ県民活動サポートセンター」を1996年(平成8年)4月20日に開設し、ボランティア活動(自主的で営利を目的としない、社会に貢献する活動)のためのスペースとして、打ち合わせや情報収集の場として提供しています。

また、ボランティア活動の独立性、自主性を尊重し、その活動の特性を活かし、市民活動の発展を地方自治の成熟に結びつけることを目的として「かながわボランタリ

「活動推進基金21」を、設けています。

この基金は、ボランティア団体等が、公益を目的とする非営利の事業に自主的に取り組むことを推進していくため、県とボランティア団体等が協働して行う事業への負担「協働事業負担金」や、ボランティア団体等が実施する事業への補助「ボランティア活動補助金」を行うものです。また、他のモデルとなるような活動を行っている団体等には、「ボランティア活動奨励賞」を贈っています。

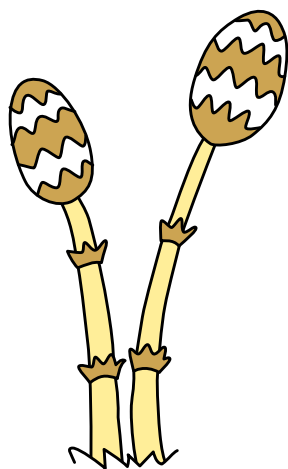
かながわボランティア活動推進基金21の内容

- (1) 協働事業負担金
- (2) ボランティア活動補助金
- (3) ボランティア活動奨励賞

2004年(平成16年)10月には、県が中心となり、公設市民活動支援施設間をネットワークで結んだ、「NPO・ボランティア相談ネットワークかながわ」を開設し、情報交換や専門家による財務会計やマネジメントのオンライン相談を実施しています。

2005年度からは、NPO等と県との「協働」事業の推進・調整等を図るため、県民部県民総務課に「NPO協働推進室」を発足させました。

さらに、コミュニティビジネスの運営に必要な資金を対象とした新しい融資制度として、NPO法人を対象とし、融資限度額500万円の「コミュニティビジネス支援NPO法人融資」が創設されております。



第3章 藤沢市における市民活動推進の諸課題

1 活動の場の確保について

(1) 公共施設利用における利用制限

公共施設においては、公益的な活動・事業であっても収益事業を行う場合には、利用が制限されています。市民活動団体が行う特定非営利活動であっても収益事業を行う場合には、公共施設での利用を制限をされています。

(2) フリースペースや活動に必要な機材を利用できる場が少ない。

市内には市民活動団体が自由に活用できるフリースペース（予約なしに会議・ミーティングができる場）や機材（コピー機や複写機など）を備えている施設は、市民活動推進センター以外にはほとんどなく、地域単位で活動する団体が身近な施設を使って打ち合わせや作業をできる場が少ない。

(3) 事務所等（日常的・継続的利用）の場の確保が困難である。

事業を継続的に行う市民活動団体にとっては、継続的・日常的に占有利用できる事務所や店舗、倉庫などが必要である。しかし、市民活動団体は、財政的に厳しい状況にあるため、現実的にはそのような占有スペースを確保することが厳しい状況にあります。

2 情報の収集及び提供について

(1) 情報流通全体システムの未整備

市民活動の推進のための「情報流通全体システム」の構築が求められています。市民活動団体と行政の情報流通に関する役割分担を定めて、必要な情報を総合的に収集し、効果的な情報流通を推進する環境を創り出していくことが必要です。

(2) 情報メディアの活用策等の検討

紙媒体により情報を収集する市民活動団体が多い状況があるため、紙媒体を含めた既存の情報メディアを有効に使いこなす活用施策が必要です。また、情報システムの発展に伴い、様々な新しい情報メディアが生まれてきました。それらのメディアについては、市民活動情報を発信できるメディアとして発信方法を含め活用策を検討することが必要です。

(3) 行政情報をより入手しやすくし、情報格差の改善を図る

現在市民活動団体に必要な行政に関する情報は、行政内の各部署に分散しているため、市民活動団体が収集しにくい状況にあります。行政が市民活動団体にとって有効

な情報を敏速かつ有効に提供し、市民活動団体がより入手し易くなるよう収集・発信することにより、市民及び市民活動団体との間の情報格差の改善が求められています。

3 財政的な支援について

(1) 助成制度の透明性・公開性を高める

既存の助成制度については、その手続や結果、及び評価などについての透明性を高め、市民がその効果を評価できるよう、さらに、公開性を高めることが求められています。

(2) 市民活動の推進と自立を目的とする助成制度の総合化

市民活動の推進と自立を図るため、既存制度の見直し、財政的な支援を含めた総合的な助成制度を創設することが求められています。

(3) 自主財源確保の側面支援と地方税の減免基準の拡大

市民活動団体は、厳しい財政状況の中で自主財源確保に取り組んでいます。市民活動団体に多様な収入の機会が得られるように、行政としての市民活動への側面援助(市民活動の市民認知の向上、信頼性の向上が自主財源確保につながる)が求められています。

また、法人市県民税・固定資産税・軽自動車税など、公益的な事業活動の場合の減免基準の拡大が望まれています。

4 協働事業について

(1) 行政との協働事業の実施における課題

協働事業における認識の共有化

行政が安易に協働事業を実施することにより、市民活動が行政の補完となったり、市民活動団体が行政に依存する状況を生み出さないようにすることが必要です。

協働事業を実施するにあたっては、市民活動団体と行政の双方が、協働事業の本質や基本事項についての理解を深め、協働事業についての理解・認識の共有化を図ることが必要です。

協働事業の具体化に向けての制度設計

協働事業の実施にあたっては、事例の分析、実験事業の実施等により、協働事業の対象となる事業の範囲、協働事業の推進方策のあるべき姿を見い出しながら、協働事業の具体化に向けての制度設計を行うことが必要です。

(2) 市民活動が独自で展開する事業における課題

市民活動団体が独自に事業を展開することにより、行政から独立した公益を創造していくことは、市民が主体となる社会では重要なことであるが、現在の社会では、そ

こうした独自の事業展開を促すような環境整備が充分ではない。企業が事業活動を行うにあたって様々な制度や施策を活用できる（融資制度や、産業育成や雇用促進に対する支援策等）ことに比べ、市民活動の事業展開に対する社会的な支援制度や環境整備の充実が望まれています。

（３）市民活動団体自らのマネジメント力の向上

市民活動団体が独自で事業展開する上でも、また、行政との協働事業を実施していく上でも、市民活動団体にマネジメント力が備わっていることが必要です。

特に、協働事業においては、行政と対等な関係を築き、相互に自立し役割分担を行うという力が市民活動団体に求められています。

こうした市民活動団体のマネジメント力は、基本的には市民活動団体自身の自助努力によって高めていくものであり、過剰な支援や干渉は自立より依存をもたらすということに留意しつつ、協働事業や、市民活動の事業展開に対する支援制度等の検討においては、行政が市民活動団体の自助努力を側面的に支援し、市民活動団体の育成につながるような視点も必要です。

第4章 市民活動推進の基本理念

1 市民活動推進計画の基本理念

市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、その自主性及び自発性の尊重を基本として、市、市民活動を行うもの及び事業者は、相互に尊重しつつ、対等の関係で、協力して市民活動の推進に努めるものとする。

市民活動推進条例においては、市民活動推進の基本理念として上記の通り規定していますが、本計画においては市民活動の歴史的潮流や具体的施策の視点から、「市民自らが参加主体として、社会の様々な問題解決のための役割を担い、社会が求める新しいサービスを創出していくことが求められている」という認識にたち、市民活動の自主性及び自発性を相互に尊重し、対等の関係で、協働して「社会の問題と課題の解決と必要なサービスの供給主体としての市民活動を推進し、心豊かな社会の実現に資する」ことを基本理念とします。

2 協働について

(1) 協働

市民活動団体と行政との協働は、これまでのように行政が一元的に公共的サービスの提供を行い、市民はそれを受けるという立場から、市民が主体的に参加し、組織化する市民活動団体と行政が対等の関係と立場により公共的サービスの役割分担を協力して行うものといえます。

また、さらに進んで既存の行政の発想にとらわれることのない、市民の視点・発想からの新しい公共的サービス・価値を生み出していくことでもあるといえます。

このことにより公共サービスの創出や一層開かれた行政運営の推進など、「市民自治」を実現する推進力となる可能性も期待できるところに社会的な意義があるといえます。

また、単に行政との役割分担と協力のもとで公共的サービス供給の一端を担うだけでなく、市民の視点・発想から行政に対してアドボカシー（行動を伴う社会提案）を通して行政改革や緩やかな社会変革までも含め、協働を推進していくものです。

(2) 協働の原則

市民活動団体と行政との「協働」においては、ともに対等の関係であり、同等の責任を負うこととなります。

しかし、現実の問題として双方の「人・物・金・情報」などの経営資源、特に資金力と情報量においては格差があるため、市民活動団体と行政との「協働」を実施していくためには、次の協働の原則を双方が確認して尊重していくことが不可欠です。また、行政による支援策・推進策を実施していく上でも、協働の原則を遵守していくことが求められます。

対等の原則

市民活動団体の特性を發揮するためには、市民活動団体と行政は対等の立場に立つことが必要不可欠です。

目的共有の原則

協働事業を実施するうえで公共的課題の解決を図るには、協働する目的と内容を共通認識することが必要です。

相互自立・相互理解の原則

市民活動の社会的価値を認識して、双方が自立した存在として認め合い、協働するパートナー相互の特性や役割を認識し、相互理解することが必要です。

役割分担の原則

役割分担は、常に相対的なもので、その境界は時代状況の変化によって変動して行くものであり、相互の合意に基づく役割分担を行うことが重要です。

公開の原則

事業の実施にあたっては、市民活動団体と行政の協働のプロセスとその内容が広く市民に見えるよう公開されることが必要です。また、一定の条件を満たせば他団体も参入できることが必要です。



第5章 市民活動推進の基本的な指針と施策

これまで様々な市民や市民活動団体が協力しあって創造性豊かな活力ある地域社会を築いてきました。こうした市民の力は、藤沢らしい個性豊かなまちづくりにとってますます必要とされ、さらに推進していくことが求められています。

本市の市民活動推進の今後における基本的な指針と施策については、(1)活動の場の確保について、(2)情報の提供・収集について、(3)財政的な支援について、(4)協働事業について、の4つの項目についての方向性を示し、市民活動団体の活動が円滑に、また、効率的に行えるよう活動環境の整備について行政の支援策を示していきます。

さらに時代の流れを見極めながら多様な施策についても継続的な検討を行っていくものとします。

1. 活動の場の確保について

< 基本的な指針 >

今後の方向性

市民活動における活動の場は、市民活動の環境整備の上で基本的な位置づけにあるものと言えます。

しかし、現状としては、市民センター・公民館などの公共施設においては限られたスペースの中で、施設毎に定められた使用目的に添って利用している状況にあります。

今後新たな公共施設の拡充が望めないなか、既存公共施設の周知・利用の拡大を検討し、併せて民間施設の利用打診等により活動の場の確保を図っていく必要があります。

また、公共施設等の改築等にあたっては、バリアフリーを優先し、誰もが利用しやすい場としての整備を進める必要があります。

活動の場の確保については、次の3項目について推進を図ります。

市民活動に必要な活動の場の確保については、既存公共施設の周知を行い、利用の拡充を図ります。

また、施設利用において、利便性の向上を図ります。



公共施設等の改築等にあたっては、バリアフリーを優先し、誰もが利用しやすい場としての整備を進めます。

市民活動団体が利用できる活動の場として、民間施設の活用についての情報の収集や提供など側面支援を図ります。

今後の課題

活動の場の確保における今後の課題としては、次の項目について継続して検討していきます。

市民センター・公民館などにおける収益事業での利用制限の見直しの検討

市民活動団体が地域で活動する上で活動の場となっている市民センター・公民館等において、従来実施できなかった活動を実施できるような利用制限の見直しの検討を継続して行います。

< 基本的な施策 >

施策の内容

既存の公共施設の利用促進について

既存公共施設の会議室等の周知を図り、利用促進を図ります。

また、施設の設置目的に合った利用を基本に、施設の有効活用という観点から、施設が空いている場合には、市民活動団体が使用できるよう検討を図ります。

民間の活用できる場の確保について

民間の活用できる場については、市民活動団体の会議や打ち合わせの場だけではなく、事務所や事業活動など継続した使用ができる場所としての利用について、市民や事業者に打診・開拓について検討を図ります。

市民活動推進センターの機能の拡充と利用促進について

市民活動推進センターは、市民活動推進の拠点施設として、現在、施設・設備の利用や、学習機会の提供、相互交流の機会の提供など基本機能に基づく事業の提供を実施をしております。

今後、市民活動に関する人材の育成や、調査・研究などの高次機能の拡充を図ります。

また、開設以来利用者の要望に沿う施設運営を行ってきましたが、今後も利用促進を図り、市民活動を支援します。

活動の場の利用における市民理解の向上に向けた取り組みについて

市民活動団体は地域の公共施設を活動の場として利用していますが、活動する場の施設職員や地域住民が市民活動に対する理解の向上を図る取り組みを実施します。

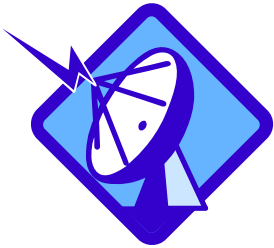
今後の課題

北部方面市民活動推進センターの検討について

市民活動推進の拠点施設として開設された市民活動推進センターは、多くの市民活動団体に活用されている状況にあります。しかし、市の南部に立地していることから、北部方面の市民活動団体にとっては、北部方面に市民活動推進センターの開設が望まれています。

本市としては、本市の市民活動の全体施策を勘案しながら、北部方面市民活動推進センターについての検討を図ります。

2 . 情報の収集と提供について



< 基本的な指針 >

今後の方向性

市民活動団体は、継続的・発展的な活動を展開していくために、行政内に保有している市民活動の各種関連情報を必要としている状況にあります。

しかし、これらの情報は行政内に分散していることが多く、総合的に収集し、提供する体制が求められています。

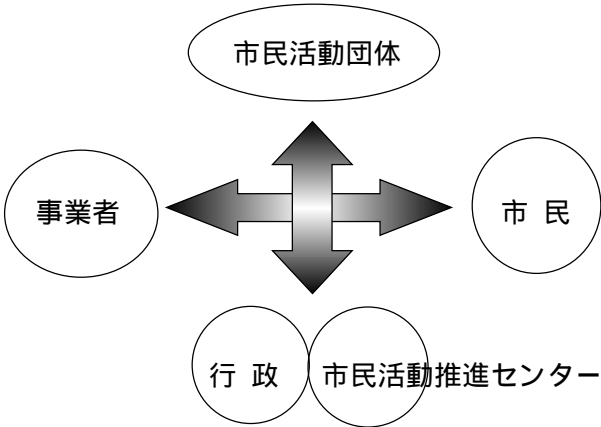
本市としては、各種の情報を必要としている市民に積極的に公開するとともに、行政の諸活動を、積極的に説明することが必要です。

そのためには、知りたい行政情報を「わかりやすく・利用しやすい形にした的確かつ迅速に提供ができる」システムの確立を図る必要があります。

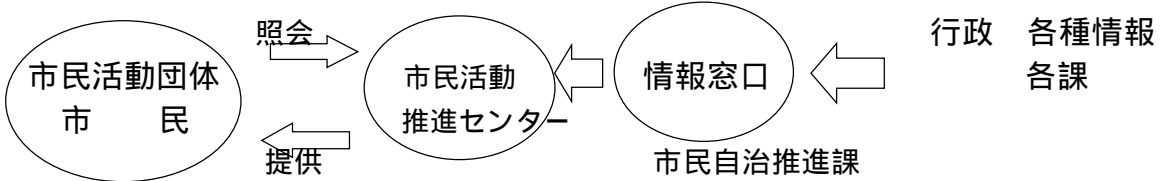
情報の収集と提供については、次の2項目について推進を図ります。

市民活動団体、事業者、市民、及び行政間の体系的な情報流通がこれまでありませんでした。4者間の情報流通がスムーズに行われるようなシステムについて、検討を図ります。

これにより、市民活動団体、事業者、市民、行政の4者相互間の交流を図ります。



市民活動団体に対する行政情報の提供を促進する「情報窓口」を設置し、市民活動の庁内情報の集約・提供を図ります。



< 基本的な施策 >

施策の内容

行政の「情報窓口」の設置について

「情報窓口」を設置し、次の機能の充実を図ります。

1) 情報窓口

市民活動推進センターとの連携による行政内部情報を収集発信する情報窓口の機能拡充

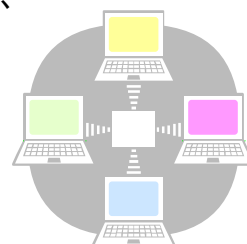
市民活動支援事業、各種助成金等の情報提供
広報紙等へのイベントや活動情報を紹介
市民活動を応援する人材の情報提供

2) 市民活動団体の情報収集と発信

市民活動団体の情報の収集と発信する場の提供
市の業務に参入を希望する市民活動団体の情報を庁内で情報発信

3) 国、県、事業者（企業）及び各種中間支援組織の情報提供

国、県の施策の情報提供
商店街の空き店舗等の市民活動団体が利用できる場の情報提供
事業者（企業）及び中間支援組織が行う助成などの情報提供
市外の市民活動関連情報を収集・提供



情報流通のネットワーク化の検討について

市民活動団体、市民、事業者、及び行政との情報流通のネットワークについて検討を図ります。

庁内情報発信体制の確立について

各部課の事業内容を、ホームページ等により情報発信を行います。
また、助成金の内容等の公表の推進を図ります。

さらに、庁内情報の発信・集約手段、及び集める場の設定等庁内の情報を集め発信する仕組みづくりの検討を図ります。

市民活動情報コーナーの設置について

市民活動団体が情報発信できる場として、市民センター等に市民活動団体のチラシが置ける市民活動情報コーナーの設置を図ります。



市民活動団体の実態調査について

市民活動団体の実態やニーズ、成熟状況及び今後の協働事業への意向等の実態調査を定期的に行うことにより、市民活動団体の状況の把握に努めます。

ふじさわポータルサイト・市民電子会議室・みんなで育てるふじさわ電縁マップの活用について

本市ではインターネットを活用した市の情報玄関として、えのしま・ふじさわポータルサイトや、双方向のコミュニケーションシステムである市民電子会議室、GISを活用した「みんなで育てるふじさわ電縁マップ」などのツールがあります。

これらのシステムを活用し、市民活動団体の情報発信や情報交流を図ります。

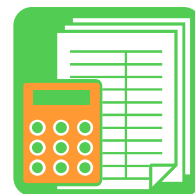


市民活動推進センターの情報発信機能等の拡充

市民活動推進センターにおいては、事業者（企業）と市民活動団体の情報交流事業や、市民活動団体相互の情報交流や及び情報リテラシーの向上のための事業を実施し、センター機能の拡充を図ります。

情報リテラシーとは、情報を読み書きする能力をいう。

3 . 財政的な支援について



< 基本的な指針 >

今後の方向性

これまで市民活動団体は多種多様な地域の課題に対し、市民活動団体の様々な特性を活かしたきめ細やかなサービスにより、これらの課題を解決してきました。

これらの活動は、今後とも継続され、安定的な活動が展開されていくことが求められています。そのためには、活動を安定的に維持していくための収入、自主財源を確保していくことが必要です。

市民活動団体の自主財源としては、会費や寄付金、自主事業収入、受託事業収入、補助金・助成金などがあります。本市としての直接的な支援策としては、助成金による支援や事業を委託する方法等が考えられます。また、市民活動団体が地域で活動を行う上でも、地域での認知度や信頼性の向上など、側面的な取り組みが必要となっています。

今後、市民活動団体への活動支援は、ますます必要性が増すものと思われます。その中であっても、財政的な支援については、直接的に、また、側面的に支援していく方向性が必要です。

財政的支援については、次の3項目について推進を図ります。

市民活動団体の自立支援のため、市民活動団体の育成段階に応じた、また、新たな事業実施のための助成制度の創設を図ります。

国・県や企業・公益法人等の民間による各種の補助・助成等の情報を集約し、提供することにより側面支援を図ります。

市民活動団体が自主財源を確保するための側面支援として、公益的な市民活動に対する市民認知の向上を図ります。

今後の課題

市民活動団体の自立化支援策としては、市民や企業が市民活動団体を金銭的に支援するシステムが望まれます。今後、手法も含めたなかで、市民・事業者が市民活動団体の活動を寄付などにより支える仕組みづくりについて、継続して検討していくことが求められています。

< 基本的な施策 >

施策の内容

助成制度の創設

市民活動団体が継続的な活動を行っていく場合に、安定的な収入の確保を図ることが必要とされています。特に、団体設立時の初期段階や、団体運営が軌道に乗り発展的に事業展開を図る段階における支援が求められています。

多種多様な活動を行う市民活動団体の継続的な活動を支援するため、団体の育成状況に応じて、また、市民活動団体の事業目的に対応した助成制度の創設が求められています。

このような助成制度の創設を図ります。

自主財源を確保するための側面支援策について

市民活動が市民社会の中で受け入れられるための側面的支援を図ります。

- ・市民活動推進センターの広報紙や市広報、ミニコミ誌、ケーブルテレビ、F M湘南等への市民活動団体の周知宣伝活動等。

既存の助成制度の周知・活用について

市民活動団体が利用できる既存の助成制度については、今後、情報提供を図り、制度及び運用の改善を行う中で、活用を図ります。

また、市の既存助成制度については、より透明性・公開性の向上を図ります。

今後の課題

基金・ファンドの検討について

市民や企業が市民活動に対して金銭的な支援を行える仕組みづくりが必要と考えます。その具体的な内容としては、金銭の寄付が容易となり、その金銭を基に市民活動団体に助成する仕組みが求められています。

今後制度について、継続して検討します。

新たな融資制度や利子補助制度の検討について

市民活動団体が新規事業を実施するときや、事業を発展させる際に一時的に多額の費用が必要になる場合があります。その際に、融資制度やその利子補助制度などの支援が求められています。しかし、現状では既存の融資制度等の中に市民活動団体に対して適合するものがないため、今後、国、県の動向を注視しながら、既存制度の市民活動団体への対応も含め、コミュニティビジネス支援の一方策として、継続して検討します。

- 1) 融資制度
市民活動団体に対する融資制度
- 2) 利子補助制度
利子を補助するもの

現在の信用保証制度においては、市民活動団体は、対象外となっている。

市税減免制度の拡充の検討について

現在市税減免制度として収益事業を行わない市民活動団体は、法人市民税の均等割について免除制度があります。

今後の市税減免制度のあり方については、国の動向を見ながら、継続して検討します。

4 . 協働事業について



< 基本的な指針 >

今後の方向性

市民活動団体と行政との協働は、市民が主体的に組織化し参加する市民活動団体と行政が対等の立場で、市民活動団体の自主性・主体性や様々な特性を尊重しあいながら、公共的サービスの役割分担を協力して行うことにより、きめ細やかなサービスを提供することができます。

また、さらに進んで既存の行政の発想にとらわれることのない、市民活動団体の特性を活かした市民の視点・発想から新しい公共サービス・価値を生み出していくことができます。

本市としては、市民サービスの向上のため、また、市民活動の活性化のため協働事業の推進を図ります。

協働事業については、次の2項目について推進を図ります。

市民活動団体と行政とが相互に提案できる協働事業を実施し、市民活動団体と行政との協働を推進します。

協働事業推進のための庁内組織として、協働事業推進会議を設置し協働事業の推進のための具体的な検討を図ります。



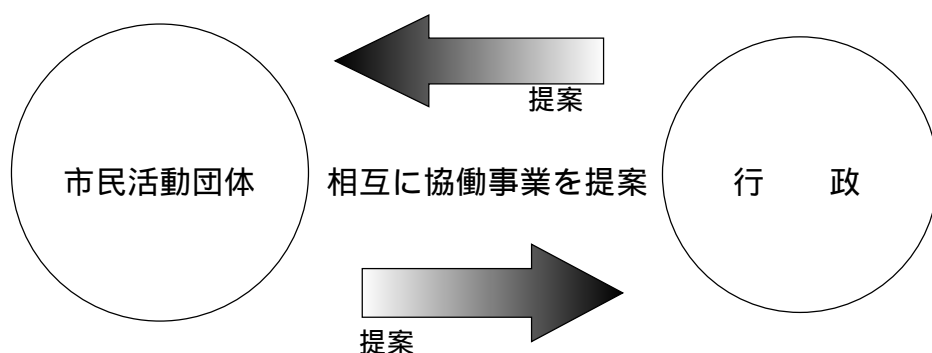
< 基本的な施策 >

施策の内容

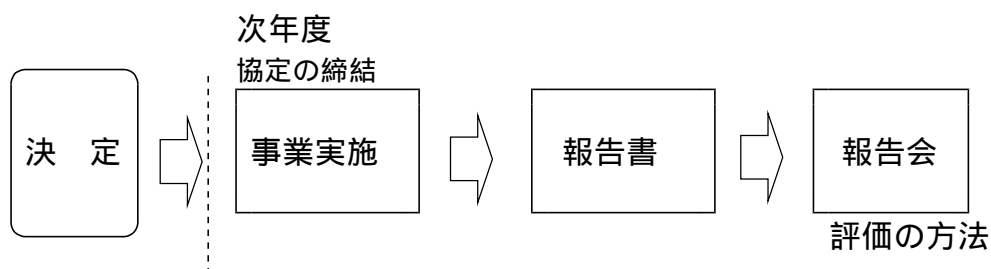
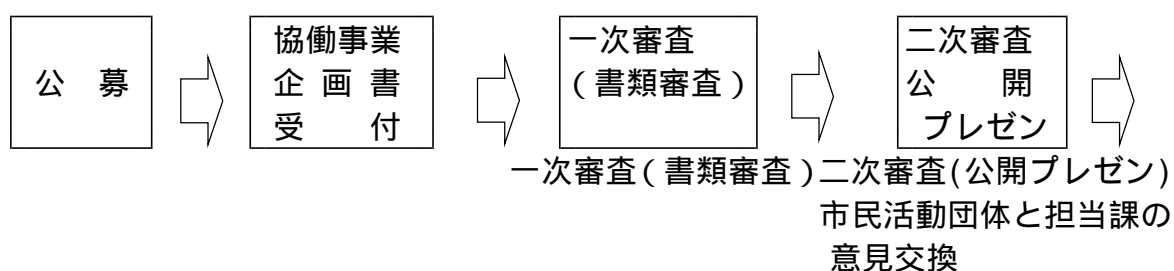
相互提案型協働モデル事業

市民活動団体と行政が事業の企画立案段階から参画し、協働事業を相互に提案し実施していく相互提案型協働モデル事業の実施を図っていきます。

市民活動団体が、市に対して企画提案し、市がその事業の公益性、必要性、効果等考慮した中で、協働事業として実施していくものと、市側から市民活動団体に対して公募・選考し、その企画の内容に基づき事業実施していくものの、2通りのモデル事業を行います。



協働事業の流れ



協働事業推進会議の設置

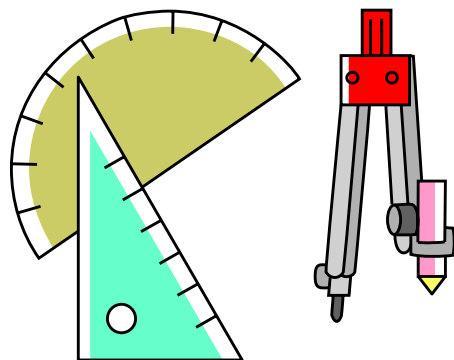
協働事業を推進するための機関として、庁内に「協働事業推進会議」を設置し、協働事業についての制度設計について検討を図ります。

1) 設置目的

市民活動団体と行政の相互提案型の協働事業を実施していく上で、市民活動団体の専門性、先駆性などの特性を活用し、実施上の諸問題の解決や協働事業における調整作業等を迅速に推進していくための機関として設置する。

2) 検討する内容

- (1) 協働事業の実施及び推進について
- (2) 協働事業の庁内調整
- (3) 協働事業における契約方法・内容等の検討
- (4) 役割分担の明確化（市民活動団体と行政との役割分担）
- (5) 協働事業の事業報告方法・評価の方法等



第6章 市民活動推進計画の推進体制

1 市民活動推進の体制

(1) 庁内推進体制

協働事業推進会議を設置 庁内の合意形成・協働事業内容、手法等の検討

(2) 市民活動推進委員会

市民活動推進について調査・審議する。
公募市民・産業界の代表・学識経験者・市民活動経験者等から構成されている委員会により、協働事業の推進について審議する。

(3) 大学・企業等との連携

市内には、慶應義塾大学、日本大学、湘南工科大学等の大学が立地しており、また、市内の事業者(企業)との連携を図るなかで推進していく。

(4) 市民活動推進センター機能の拡充

市民活動推進センターや、市民センター、公民館、ボランティアセンター等公共施設との連携を図り、機能の拡充を図る。

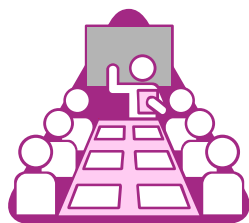
2 市民活動を推進する人材の育成

(1) 生涯学習大学及び市民活動推進センターによる人材育成

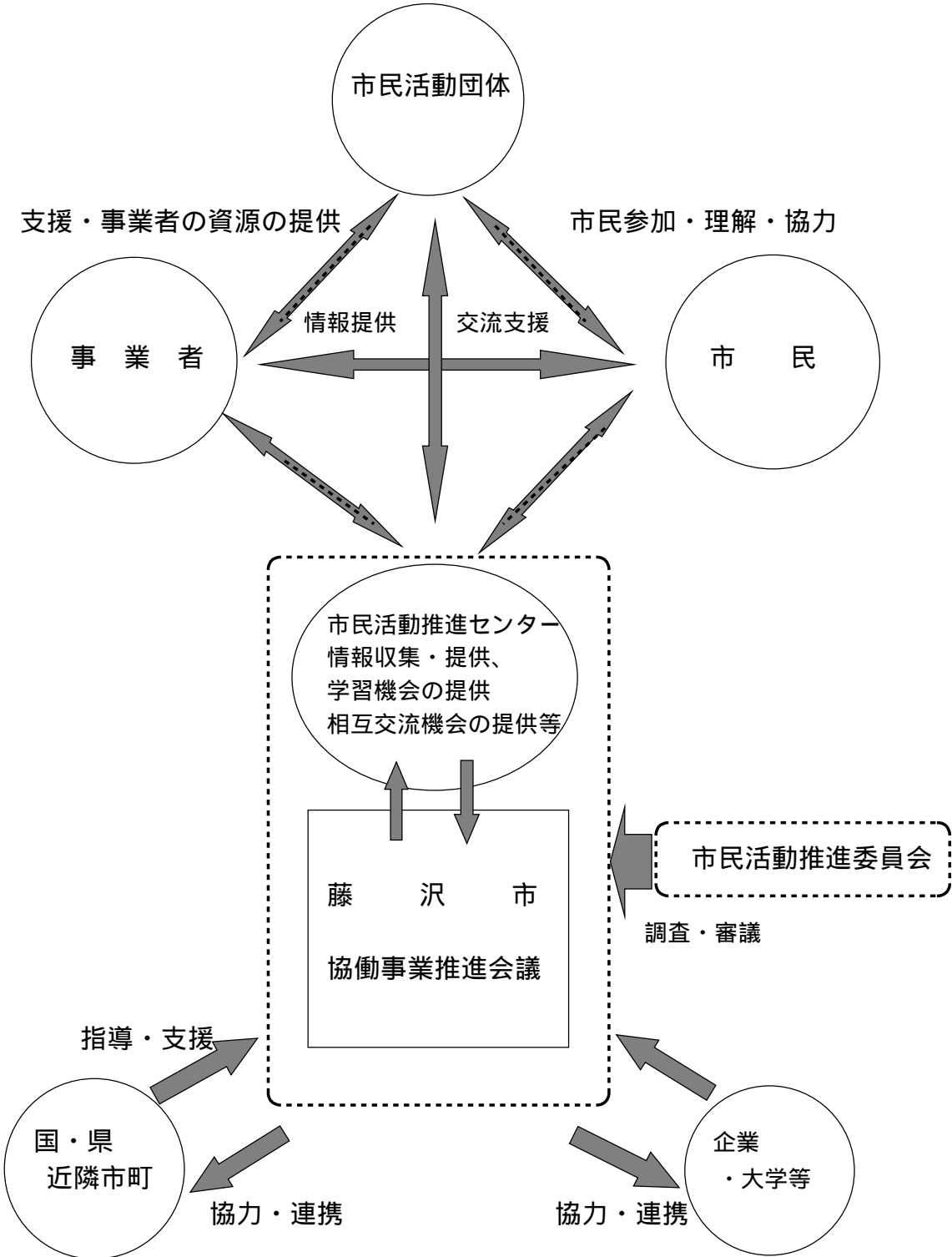
(2) 職員の意識改革と職員研修の実施

市民活動の推進を図るうえで、まず重要なことは、市民活動が正確に、また、確実に市職員に理解され、これを推進していくという推進力につながることです。

そのためには、市民活動に対する市職員の意識向上のため、市民活動に対する理解が深まる研修などを取り入れ、職員の意識改革の推進を図ることが必要です。



市民活動の推進体制図



3 市民活動推進計画の基本的な施策実施担当課

1

項 目	基 本 的 な 施 策	担 当 課
活 動 の 場 の 確 保	既存の公共施設の利用促進について	市民自治推進課 生涯学習課 公共施設担当課
	民間の活用できる場の確保について	産業振興課 市民自治推進課
	市民活動推進センターの機能の拡充と利用促進について	市民自治推進課
	活動の場における市民理解の向上に向けた取り組みについて	市民自治推進課 生涯学習課 他関係各課
	今後の課題 北部方面市民活動推進センターの検討について	市民自治推進課
情 報 の 収 集 ・ 提 供	行政の「情報窓口」の設置について	
	1) 情報窓口 市民活動推進センターとの連携による行政内部情報を収集発信する情報窓口の機能拡充 市民活動支援事業、各種助成金等の情報提供	市民自治推進課 各課
	広報紙等へのイベントや活動情報を紹介	各課 市民自治推進課
	市民活動を応援する人材の情報提供	市民自治推進課
	2) 市民活動団体の情報収集と発信 市民活動団体の情報の収集と発信する場の提供	市民自治推進課
	市の業務に参入を希望する市民活動団体の情報を庁内で情報発信	情報提供 各課 発信 市民自治推進課
		市民自治推進課

項 目	基 本 的 な 施 策	担 当 課
情 報 の 収 集 ・ 提 供	3) 国、県、事業者（企業）及び各種中間支援組織の情報提供	市民自治推進課
	国、県の施策の情報提供	市民自治推進課
	商店街の空き店舗等の民間で市民活動団体が利用できる場の情報提供	産業振興課 市民自治推進課
	事業者（企業）及び中間支援組織が行う助成などのできる場の情報提供	市民自治推進課
	市外の市民活動関連情報を収集・提供	市民自治推進課
	情報流通のネットワーク化の検討について	市民自治推進課
	庁内情報発信体制の確立について	情報発信 - 助成金 - 各課 財政課 市民自治推進課
	市民活動情報コーナーの設置について	市民自治推進課 各市民センター 生涯学習課
	市民活動団体の実態調査について	市民自治推進課
	ふじさわポータルサイト・市民電子会議室・みんなで育てる電縁マップの活用について	市民自治推進課 産業振興課 IT推進課 関係各課
市民活動推進センターの情報発信機能等の拡充	市民自治推進課	

項 目	基 本 的 な 施 策	担 当 課
財 政 的 支 援	助成制度の創設	市民自治推進課
	自主財源を確保するための側面支援策について	各課
	既存の助成制度の周知・活用について	各課
	今後の課題	
	基金・ファンドの創設の検討	市民自治推進課
	新たな融資制度や利子補助制度の検討について 1) 融資制度 2) 利子補助制度	産業振興課
	市税減免制度の拡充の検討について	
	法人市民税、軽自動車税 固定資産税	市民税課 資産税課
協 働 事 業	相互提案型協働事業	各課 市民自治推進課
	協働事業推進会議の設置	市民自治推進課

藤沢市の市民活動支援

背景
 特定非営利活動促進法(98年12月1日施行)
 目的(法第1条)
 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

ふじさわ総合計画2020基本計画
 7 すべての市民が協働してすすめるまち
 (2) 市民が主体のまちづくり
 活動団体のネットワーク化の支援
 ネットワークづくりを支援する。
 市民活動推進センターの支援
 公設市民運営の市民活動推進センターを支援し、市民団体との効果的な協働の促進を図る。

本市の市民活動の推進

- 特定非営利活動促進法別表
 (法に規定する特定非営利活動の分野)
- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - 2 社会教育の推進を図る活動
 - 3 まちづくりの推進を図る活動
 - 4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - 5 環境の保全を図る活動
 - 6 災害救援活動
 - 7 地域安全活動
 - 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - 9 国際協力の活動
 - 10 男女共同参画社会の形成の推進を図る活動
 - 11 子どもの健全育成を図る活動
 - 12 情報化社会の発展を図る活動
 - 13 科学技術の振興を図る活動
 - 14 経済活動の活性化を図る活動
 - 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - 16 消費者の保護を図る活動
 - 17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(支援項目)	(支援事業)	(担当課)	(備考)
市民活動の促進	共催、後援、協賛、協力 市の業務委託 市民活動災害保障保険	各課 各課 市民自治推進課	5人以上のグループ・団体
活動の相談・調整 活動機会の提供	ボランティアセンター 公民館講座 NPO法人格取得の相談 学習相談(学習文化センター)	社会福祉協議会 生涯学習課 市民自治推進課 生涯学習課	
市民活動自立化支援	市民活動推進センター	市民自治推進課	情報提供、学習・交流支援、 場所の提供、相談、人材育成等
活動場所の提供 (各施設とも条例等により利用対象、用途、減免措置等の規定あり)	各地区公民館(13館、分館2館) 各地区市民センター(11センター) 市民の家(40) 市役所新館7階会議室 労働会館 市民会館 湘南台文化センター(市民シアター) 学習文化センター 青少年会館 スポーツ施設(秩父宮記念・秋葉台文化体育館) 市民図書館(4館) 学校の特別教室開放 太陽の家(心身障害者福祉センター)	生涯学習課 市民自治推進課 市民自治推進課 管財課 勤労市民課 文化推進課 文化推進課 生涯学習課 青少年課 スポーツ課 総合市民図書館 教育総務課 太陽の家	業務用会議室の有効利用 勤労者福利厚生施設
活動資金の援助	事業支援 青少年活動共催支援事業 地域活動支援(地域対策関係費) 運営助成 各種補助金 (地域作業所、福祉団体、青少年 くらし・まちづくり会議 基金の活用 愛の輪福祉基金 平和基金 法人市民税の減免	青少年協会 市民自治推進課 各課 市民自治推進課 福祉推進課 渉外課 市民税課	福祉事業に対する助成 草の根平和事業への支援 収益事業を行わない法人対象
情報提供・交流支援	広報紙、ケーブルテレビ、FMラジオ インターネット、ホームページ 市民電子会議室 みんなで育てるふじさわ電縁マップ 各種パンフレット・チラシ 環境共生まちづくり支援システム	広報課 情報管理課・各課 市民自治推進課 市民自治推進課他 各課 環境管理課	会議室の開設
人材の育成・活用	ボランティア養成講座 ヘルパー養成研修 視覚障害者ボランティア基本講習会 社会教育指導者の養成と活用 広範な人材育成(生涯学習大学) 青少年活動指導者養成事業・青少年活動リーダーバンク	社会福祉協議会 社会福祉協議会 太陽の家 生涯学習課 生涯学習課 青少年協会	

施設区分	市民活動推進センター	公民館	市民センター
設置目的	市民活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もってこの市にふさわしい人間性豊かな地域社会の形成に寄与するとともに、市民、市民活動を行うもの、事業者及び市による協働型社会の実現に資する。	市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。	市民の福祉の増進および地域住民の健全育成に資する。
利用できる人	公益的な市民活動を行い、又は行おうとするもの。(「市民活動」とは、市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動であって、宗教、政治、選挙活動を除きます。)	団体 構成人数は5人以上であること。 構成員は、市内在住、在学又は在勤であり、かつ、市内居住者が構成員の半数以上であること。 市内に活動拠点をおき、継続的、計画的に活動を行っていること。 共通の目的をもつ市民により、自主的に運営されていること。	個人や家族単位ではなく、団体(3項目に該当する)としての活動に限る。 構成人数が5人以上の団体 原則として市内在住、在学、在勤の方が1/2以上で構成されている団体 市内に活動拠点をおき自主的に運営されている団体、または市内に事業所をおく企業等
登録	必要	必要	不要
利用時間	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00
休館日または利用除外日	火曜日(その日が休日の場合はその翌日) 12月29日～1月3日	12月28日～1月4日 保守点検その他の施設管理を行うために必要があると認める日	12月28日～1月4日 保守点検その他の施設管理を行うために必要があると認める日
利用申込み	会議室 使用しようとする日の2月前の日から使用しようとする日までの間 ロッカー 使用を開始しようとする日の1月前の日から使用を開始しようとする日までの間	使用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から使用しようとする日の前日までの間。	使用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から使用しようとする日の前日までの間。ただし申請することができる最初の日における申請は、当該申請に係るセンターに併設されている公民館の翌々月の使用の許可に係る手続が終了した後においてすることができる。
申込先	市民活動推進センター	各公民館	各市民センター
使用料	会議室 ABともに、1時間当たり、100円 ロッカー 「大、1個につき1月当たり、400円」「小、1個につき1月当たり、200円」	(例)片瀬公民館(公民館毎に異なる) 時間区分A 時間区分B 第1談話室、実習室 200円 300円 第2、3談話室、和室 100円 150円 ホール 400円 600円 時間区分A 9～11、11～13、13～15、15～17、17～19までの1の時間区分 時間区分B 19～22	(例)片瀬市民センター(市民センター毎に異なる) 時間区分A 時間区分B 第1談話室、実習室 300円 450円 第2、3談話室、和室 200円 300円 ホール 700円 1,050円 時間区分A 9～11、11～13、13～15、15～17、17～19までの1の時間区分 時間区分B 19～22
利用許可できない場合	公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。 管理上の支障が生じるおそれがあると認めるとき。 その他、市長が不適当であると認めるとき。	法に規定する公民館の使用目的に反する目的のために公民館を使用すると認めるとき。 危険物を使用する催物で災害の発生するおそれがあるもののために公民館を使用すると認めるとき。 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 公民館の施設を損傷するおそれがあると認めるとき。 その他教育委員会が支障があると認めるとき。 の法とは社会教育法	危険物を使用する催物で災害の発生するおそれがあると認められるとき。 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 センターの施設又は付属施設を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 物品の販売、商品の宣伝、入場料又は受講料を徴収する催物その他これらに類する営利を主たる目的とするものであると認められるとき。 施設を使用させることについて支障があると認められるとき。
利用注意点	許可なく物品の販売をしないこと。 許可なく壁、柱、扉等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。 施設又は設備の利用が終わったときは、原状に復すること。 推進センターの職員の指示に従うこと。	原則として管内での飲食は禁止する。 特殊な設備及び装飾をする場合は、公民館に事前の承認を受けてから行うこと。 公民館職員及び係員の指示に従うこと。 等	収容人員は、使用施設の所定人員を超えないこと。 許可なく壁、柱、扉等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。 センターの職員の指示に従い、施設の使用が終わったときは、当該職員に報告し、その点検を受けること。

施設区分	市民の家	市役所新館7階会議室	労働会館
設置目的	市民相互の交流を通じて、市民の自治意識の高揚、連帯感の醸成及び文化の向上に資する。	庁舎新館7階会議室を多目的に利用させることにより、市民のコミュニティづくりや、文化活動の推進に寄与するとともに、行政財産の有効な活用を図る。	働く市民の福祉の増進と文化の向上に資する。
利用できる人	市内在住、在勤者の方	団体 市内を本拠とする文化サークル、自治会等で、使用責任者を明確にできる団体。 [利用目的] 市民のコミュニティづくりや、文化活動のための利用に限る。	一般(設置目的に該当)
登録	不要	必要	不要
利用時間	9:00～21:00	平日18:00～21:00 土日、祝日13:00～21:00 第3会議室は、土日、祝日のみ利用可	9:00～21:30
休館日または利用除外日	12月29日～1月3日	12月29日～1月5日	月曜日(休日に当たる場合を除く) 休日の翌日(土、日、休日に当たる場合を除く) 12月28日～1月4日 事業開催(まつり、表彰等)に係わる開催日及び準備撤収期間 広報、館内掲示による事前周知
利用申込み	利用する月の1ヶ月前から当日まで行い、先着順とし、原則として月に2回まで 基本手順 鍵保管者に鍵を借り 利用予定表、申込書に記入 鍵を返却し、利用(予定)許可書を受理	使用の前月から使用日の1週間前(閉庁の場合はその前日)まで、使用許可申請書を提出。 電話での空室の照会や仮予約ができます。	ホールは、使用日の3月前から前日まで受付。 大会議室、中会議室、小会議室、和室及び音楽練習室は、使用日の2月前から当日まで受付。ただし、ホールと併用する場合は、ホールと同じ。
申込先	各市民の家	管財課	労働会館
使用料	9:00～13:00 13:00～17:00 17:00～21:00 (施設により多少異なる場合があります。) 上記の1の時間区分につき、ホール 300円、ホール以外の施設 200円	第3会議室 100円 第4～6会議室 50円 第7会議室 220円 すべて1時間当たり	(例)第1、6会議室 1時間当たり 200円 第2会議室 1時間当たり 400円 第3、4、5会議室、和室 1時間当たり 300円 音楽練習室 1時間当たり 150円 ホール 一般使用、平日、13～17時、9、300円 他に付属設備使用料等あり。
利用許可できない場合	秩序を乱し、公益を害するおそれがあると認めるとき。 営利を目的としたものであると認めるとき。	営利、営業行為、宗教活動、政治活動での使用。 騒音その他、庁舎の管理に支障をきたす場合。	秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。 施設等をき損し、亡失するおそれがあると認めるとき。 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 管理上支障があると認めるとき。
利用注意点	指定管理者の承諾なく壁、柱等に紙を貼り、くぎを打つなどしないこと。 危険物若しくは不潔な物品又は動物(身体障害者補助犬を除く)を持ち込まないこと。 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。 使用を終えたときは、市民の家の施設を原状に復すること。 指定管理者の指示に従うこと。	使用目的以外の目的に使用しないこと。 許可なく次の行為をしないこと。 1)火気の使用 2)特別な設備の付加 3)危険物又は不潔な物品の持ち込み 4)壁・窓その他施設にはり紙をすること 会議室内での飲食は禁止です。また庁舎内は全館禁煙です。 関係職員の指示に従うこと。 会議室利用に伴う事故責任は、使用責任者に帰属します。	収容人員を超えないこと。 許可なく壁、柱、窓、扉等にポスター、看板、旗、幕等を掲げ、若しくははり付け、又はくぎ類を打ち付けないこと。 許可なく火気を使用しないこと。 許可なく寄付金の募集、物品の販売、撮影、録音等しないこと。 危険物若しくは不潔な物等を持ち込まないこと。等

施設区分	市民会館	湘南台文化センター(市民シアター)	学習文化センター																																							
設置目的	市民の福祉の増進及び芸術文化の向上に資する。	市民文化の創造及び活動に寄与し、もって市民の福祉の増進を図る。	市民の生涯学習及び文化活動を推進するため、情報及び資料並びに社会教育関係団体の自主活動の場を提供する。																																							
利用できる人	一般	一般	団体 全市的に組織された連合団体 広域的に組織された団体 芸術等の分野で指導的立場にある者で組織された団体 青少年施設その他この市の区域内において活動している青少年関係団体 その他特に振興すべき団体																																							
登録	不要	不要	必要																																							
利用時間	9:00～22:00	9:00～22:00 (スタジオについては、9:00～21:00)	9:00～22:00(月曜日によっては、17:00までとする)																																							
休館日または利用除外日	月曜日(ただし、月曜日が休日にあたる場合は開館) 休日の翌日(ただし、休日の翌日が土、日、休日にあたる場合は開館) 12月28日～1月4日	月曜日(その日が休日の場合はその翌日) 休日の翌日(ただし、土、日、休日にあたる場合は除く) 12月28日～1月4日	12月28日～1月4日 保守点検その他の施設管理を行うために必要であると認める日																																							
利用申込み	会議室、展示集会ホール、集会室は、使用日の6ヶ月前から前日まで受付(直接会館へ)。 大及び小ホールは、使用日の6ヶ月前から15日前まで受付。 電話での空室の照会ができます。	ホールは、使用日の6ヶ月前から15日前まで受付。 リハーサル室・スタジオは、使用日の6ヶ月前から7日前まで受付。 電話での空室の照会ができます。	団体 は、使用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から使用しようとする日の前日まで受付。 団体 は、使用しようとする日の属する月の1月前の月の初日から使用しようとする日の前日まで受付。																																							
申込先	市民会館	湘南台文化センター	学習文化センター																																							
使用料	<table border="1"> <tr> <td>第1会議室</td> <td>1時間につき 400円</td> <td>まつ</td> <td>1時間につき 750円</td> </tr> <tr> <td>第2・3会議室</td> <td>1時間につき 500円</td> <td>ふじ</td> <td>1時間につき 350円</td> </tr> <tr> <td>教養室・和室</td> <td>1時間につき 300円</td> <td colspan="2">その他に かわせみ、さくら があります</td> </tr> <tr> <td>時間区分</td> <td>9～12</td> <td>13～17</td> <td>18～22</td> </tr> <tr> <td>第1展示集会ホール(平日)</td> <td>4,200円</td> <td>7,200円</td> <td>9,400円</td> </tr> <tr> <td>第2展示集会ホール(平日)</td> <td>2,900円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>* 休日、時間超過、冷暖房使用、入場料徴収、商品の展示即売等の際は、加算があります。その他に大・小ホールがあります。</p>	第1会議室	1時間につき 400円	まつ	1時間につき 750円	第2・3会議室	1時間につき 500円	ふじ	1時間につき 350円	教養室・和室	1時間につき 300円	その他に かわせみ、さくら があります		時間区分	9～12	13～17	18～22	第1展示集会ホール(平日)	4,200円	7,200円	9,400円	第2展示集会ホール(平日)	2,900円	5,000円	6,000円	<p>(例)ホール 一般使用、平日、13～17時、26,200円 リハーサル室 一般使用、平日、13～17時、5,800円 スタジオ 平日、13～17時、2,500円 他に時間超過、繰上使用料、割り増し使用料等の加算あり。附属設備の使用料あり。</p>	<table border="1"> <tr> <td>時間区分</td> <td>9～12</td> <td>13～17</td> <td>17～21</td> <td>17～22</td> </tr> <tr> <td>会議室A</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>会議室B</td> <td>150円</td> <td>200円</td> <td>200円</td> <td>250円</td> </tr> </table>	時間区分	9～12	13～17	17～21	17～22	会議室A	300円	400円	400円	500円	会議室B	150円	200円	200円	250円
第1会議室	1時間につき 400円	まつ	1時間につき 750円																																							
第2・3会議室	1時間につき 500円	ふじ	1時間につき 350円																																							
教養室・和室	1時間につき 300円	その他に かわせみ、さくら があります																																								
時間区分	9～12	13～17	18～22																																							
第1展示集会ホール(平日)	4,200円	7,200円	9,400円																																							
第2展示集会ホール(平日)	2,900円	5,000円	6,000円																																							
時間区分	9～12	13～17	17～21	17～22																																						
会議室A	300円	400円	400円	500円																																						
会議室B	150円	200円	200円	250円																																						
利用許可できない場合	<p>公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 危険物の使用を伴う催し物で災害発生のおそれがあると認められるとき。 施設または設備等を損傷し、亡失するおそれがあると認められるとき。 集团的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 管理上支障があると認められるとき。</p>	<p>秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 危険物の使用を伴う催し物で災害発生のおそれがあると認められるとき。 施設または設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。 集团的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 管理上支障があると認められるとき。</p>	<p>公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 施設又は設備を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。 その使用が営利活動を目的としていると認められるとき。 その他施設を使用させることについて支障があると認められるとき。</p>																																							
利用注意点	<p>各施設定員を超えないこと。 所定の場所以外での飲食、喫煙はしないこと。(16年度から全館禁煙) 定められた場所以外にポスター等を貼付しないこと。 寄付行為、物品の販売等を行う時は、事前に会館に問い合わせること。 危険物や不潔な物は、持ち込まないこと。 許可なく火気を使用しないこと。 許可なく写真撮影をしないこと。 会館職員の指示に従うこと。等</p>	<p>収容人員を超えないこと。 許可なく壁、柱、窓、扉等に、ポスター、看板、旗、幕その他これらに類する物を掲げ、若しくははり付け、又はくぎ類を打ち付けないこと。 許可なく火気を使用しないこと。 許可なく寄付金の募集、物品の販売、撮影、録音等しないこと。 危険物、不潔な物等を持ち込まないこと。 指定の場所以外の場所で喫煙し、又は飲食しないこと。等</p>	<p>他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。 許可なく危険物を持ち込まないこと。 許可なく物品の販売を行わないこと。 不特定な者を対象として活動を行わないこと。等</p>																																							

施設区分	青少年会館	スポーツ施設(秩父宮記念体育館、秋葉台文化体育館)	市民図書館
設置目的	青少年に活動の場を提供し、その健全な育成を図る。	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達及び文化の向上に寄与する。	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する。
利用できる人	市内在住、在勤又は在学をする青少年及びそれらの者により構成される団体 市内の青少年育成に携わる者及びそれらの者により構成される団体 支障のない範囲でその他のもの	団体 10人以上の者で組織されている団体 その半数以上が市内在住、在勤、在学者 代表者は20歳以上の在住者	団体 事務所の所在又は活動の場が市内にある団体
登録	必要	必要	必要
利用時間	9:00～22:00(ただし、日曜日は17:00までとする)	9:00～21:00	[基本] 水・木・土・日 9:00～17:00 火・金 9:00～19:00(ただし、休日の場合は17:00まで) (総合市民図書館) 会議室、ホール (南市民図書館) 会議室 (辻堂市民図書館) ホール、多目的室、会議室、録音室 (湘南大庭市民図書館) 多目的室、会議室、録音室
休館日または利用除外日	月曜日(休日に当たる場合はその翌日、休日の翌日が休日の場合はその翌日) 12月28日～1月4日	[秩父宮記念体育館] 第2・第4月曜日(休日の場合は開館し翌日休館) [秋葉台文化体育館] 第1・第3月曜日(休日の場合は開館し翌日休館) 共に12月28日～1月4日	月曜日(その日が休日の場合は、当該休日後最初に到来する休日でない日。ただし8月31日は除く) 12月29日～1月4日、特別整理期間
利用申込み	使用日の属する月の2月前の月の初日から使用日の前日まで受付。(ただし、の利用者は、1月前の月の初日から使用日の前日まで受付。)	使用日の属する月の前々月の15日から受付。	使用日の属する月の2月前の初日から使用日当日の使用前まで受付。
申込先	各青少年会館	秩父宮記念体育館、鶴沼・秋葉台運動施設事務所	各図書館
使用料	[藤沢青少年会館] 体育室、集会室 200円 第1・2・3談話室、和室、団体活動室 100円 [辻堂青少年会館] 集会室、和室 100円 談話室 200円 すべて1時間当たり	[秩父宮記念体育館] 会議室A、研修室 2分の1使用、1回、400円 前面使用、1回、800円 会議室B 1回、400円 ミーティングルーム 1回、200円 [秋葉台文化体育館] 大会議室 1回、1,000円 小会議室、和室 1回、500円 共に1回は2時間。入場料等を徴収する場合の加算あり。	(総合市民図書館) 会議室100円、ホール500円 (南市民図書館) 会議室100円 (辻堂市民図書館) 会議室・多目的室・録音室100円、ホール500円 (湘南大庭市民図書館) 会議室・多目的室・録音室100円 すべて1時間当たり
利用許可できない場合	青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるとき。 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 施設又は設備を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。 その使用が営利活動を目的としていると認められるとき。 管理上支障があると認められるとき。	公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められたとき。 建物若しくは設備又は施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められたとき。 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたとき。 管理上支障があると認められたとき。	公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 施設又は設備を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。 その使用が営利を目的としていると認められるとき。 管理上支障があると認められるとき。 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。 図書館の施設若しくは設備又は図書館資料を損傷するおそれがあると認められるとき。 その他館長がその利用を不相当と認めるとき。等
利用注意点	他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。 承認なく物品を販売しないこと。 承認なく危険物を持ち込まないこと。 職員の指示に従うこと。	使用時間には、使用者による準備、片付け、清掃まで含む。 ゴミは持ち帰ります。 その他係員の指示に従うこと。 使用は、体育的な打ち合わせ以外できない。	

施設区分	学校の特別教室開放	太陽の家(心身障害者福祉センター)	
設置目的	サークル団体の活動の場として、地域の集まりの会議室として開放する。 高砂小学校の和室(辻堂地区) 大越小学校の和洋室(善行地区) 小糸小学校の普通教室(湘南大庭地区) 大清水中学校の図書室(藤沢地区)	心身障害者の福祉及び健康の増進を図る。	
利用できる人	団体 構成人数5人以上の団体 各地区の公民館に団体登録している社会教育関係団体 各地区内でそれぞれ活動している住民団体	団体 構成人数5人以上の団体	
登録	必要	必要	
利用時間	9:00～12:00 13:30～16:30 3時間以内	午前 9:00～12:00 午後 13:00～16:30 夜間 17:00～20:30	
休館日または利用除外日	利用日は土曜日(学校使用日は除く)	月曜日(その日が休日の場合は除く) 休日(1月1日を除く)の翌日(その日が土曜日、日曜日又は休日に当たる場合を除く。) 12月28日から1月4日	
利用申込み	平成14年11月1日から15年1月分受付・抽選 利用対象の学校 高砂小(和室) 大越小(和洋室) 小糸小(普通教室) 大清水中(図書室)	使用日の属する月の1月前の月の初日から使用日の前日まで受付。	
申込先	利用地区の各公民館(辻堂・善行・湘南大庭・藤沢)	太陽の家	
使用料	無	会議室 午前200円、午後300円、夜間500円	
利用許可できない場合	公民館利用の場合と同様の取扱い	公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 営利を目的としたものであると認めるとき。 管理上その使用が不相当であると認めるとき。 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 支障があると認めるとき。	
利用注意点	特別教室への入場・退場は、利用団体のメンバーが一緒に行う。 学校内での飲食・喫煙の禁止。 学校備え付け備品等の利用は不可。 上履き持参。 一般教室などへの入室はご遠慮下さい。	騒音、ば声等を発し、又は暴力を振るうなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。 火気を使用し、又は危険物を持ち込まないこと。 許可なく広告その他これに類するものを掲示等しないこと。 許可なく物品を販売しないこと。等	

藤沢市市民活動推進条例

平成13年9月27日

条例第8号

私たちのまち藤沢は、市民活動が活発なまちであり、これまで、様々な市民や市民活動団体が協力し合つて、創造性豊かな活力ある地域社会を築いてきた。

こうした市民の力は、これからの藤沢のまちづくりにとつてますます必要とされ、更に推進していくことが求められている。そのためには、市民一人一人が、自分自身に何ができるのかを問い直し、新たな参加・創造の主体へと変化していくことが期待される場所である。

さらに、市民、市民活動団体、事業者及び市が相互に連携し、それぞれの持てる力を発揮することにより、人間性豊かな地域社会を形成していくことがこれまで以上に大切なこととなつている。

とりわけ、市民活動が市民の自主的な参加によつて行われるあらゆる分野における自発的な活動であることにかんがみ、市民活動の自主性と自発性を尊重し、その活動の環境を整備し、あわせて、より効果的な行政との協働システムの構築に向けた総合的な施策を推進していくため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定め、並びに市民活動推進センターを設置することにより、市民活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もつてこの市にふさわしい人間性豊かな地域社会の形成に寄与するとともに、市民、市民活動を行うもの、事業者及び市による協働型社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民活動」とは、市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動であつて次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動でないこと。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動でないこと。
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動でないこと。

(基本理念)

第3条 市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、その自主性及び自発性の尊重を基本として、市、市民活動を行うもの及び事業者は、相互に尊重しつつ、対等の関係で、協力して市民活動の推進に努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのつとり、市民活動推進計画を策定し、市民活動を推進するための総合的な施策を講じ、市民活動が活発に行われるための環境の整備に努めるものとする。

(市民活動を行うものの役割)

第5条 市民活動を行うものは、第3条の基本理念にのつとり、活動を行うとともに、その活動の内容が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第6条 事業者は、市民活動の意義を理解するとともに、その推進に協力するよう努めるものとする。

(市民活動推進計画)

第7条 市長は、市民活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 推進計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市民活動の推進に関する市の基本的な指針
- (2) 市民活動の推進に関する市の基本的な施策(以下「基本施策」という。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関する重要な事項

3 市長は、推進計画を策定しようとするときは、藤沢市市民活動推進委員会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(基本施策)

第8条 基本施策には、市民活動の推進に関する次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 活動の場所の整備に関すること。
- (2) 情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 市民活動を行うものに対する支援に関すること。
- (4) 市民、市民活動を行うもの、事業者及び市の連携並びにこれらの交流の推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、基本施策として必要な事項

(市が行う業務への参入の機会の提供)

第9条 市長は、市民活動を推進するため、公益性及び公開性を有し、かつ、代表者を含み3人以上の役員を置く市民活動を行う団体(以下「公益市民活動団体」という。)に対し、市が行う業務のうち当該公益市民活動団体の専門性、地域性等の特性を活用することができる業務について、参入の機会を提供するよう努めるものとする。

- 2 前項の参入の機会の提供を受けようとする公益市民活動団体は、あらかじめ市長に規則で定める書類を添えて申請し、その登録を受けなければならない。
- 3 前項の規定により登録を受けた公益市民活動団体は、同項の規定により提出した書類の内容に変更があつたときは、遅滞なく市長にその旨を記載した書類を提出しなければならない。
- 4 市長は、第2項の登録を受けた公益市民活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。
 - (1) 公益市民活動団体に該当しなくなつたと認めるとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
 - (3) 前項の規定による書類の提出をしなかつたとき。

(書類等の公開)

第10条 市長は、前条第2項若しくは第3項の規定により提出があつた書類又はその写し(以下「書類等」という。)を一般に公開するものとする。ただし、書類等を公開することにより当該公益市民活動団体その他のものに著しい不利益を生じるおそれがあると認められるときは、その一部を公開しないことができる。

(市民活動推進委員会の設置)

第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定により、この市に、藤沢市市民活動推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 推進計画に関する事項
- (2) 藤沢市市民活動推進センターの運営に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関し必要な事項
(平成16条例19・一部改正)

(委員)

第12条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民活動を行う者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(市民活動推進センターの設置)

第13条 市民活動の推進に資するため，この市に，市民活動推進センターを設置する。

(名称及び位置)

第14条 市民活動推進センターの名称及び位置は，次のとおりとする。

名称	位置
藤沢市市民活動推進センター	藤沢市藤沢1,031番地

(休館日)

第15条 藤沢市市民活動推進センター(以下「推進センター」という。)の休館日は，次のとおりとする。

- (1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合は，その翌日)
 - (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 前項の規定にかかわらず，指定管理者(第25条に規定する市長が指定するものをいう。次条及び第20条から第22条までにおいて同じ。)は，必要があると認めるときは，市長の承認を得て，休館日に開館し，又は開館日に休館することができる。

(平成16条例19・追加)

(供用時間)

第16条 推進センターの供用時間は，午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず，指定管理者は，必要があると認めるときは，市長の承認を得て，臨時に，供用時間を変更することができる。

(平成16条例19・追加)

(事業)

第17条 市長は，推進センターにおいて，市民活動の推進を図るため，次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 推進センターの施設及び設備を利用に供すること。
- (2) 市民活動に関する情報を収集し，及び提供すること。
- (3) 市民活動に関する学習の機会及び市民活動を行うものの相互交流の機会を提供すること。
- (4) 市民活動に関する相談を行うこと。
- (5) 市民活動に関する人材の育成及び交流を行うこと。
- (6) 市民活動に関する調査及び研究を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要があると認める事業

(平成16条例19・旧第15条繰下・一部改正)

(推進センターの利用)

第18条 推進センターの施設及び設備を利用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 公益的な市民活動を行い、又は行おうとするもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるもの

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、推進センターの施設又は設備を利用させないことができる。

- (1) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 管理上の支障が生じるおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認めるとき。

(平成16条例19・旧第16条繰下)

(特定施設等の使用の許可)

第19条 推進センターの施設及び設備のうち別表に掲げる特定施設又は特定設備(以下「特定施設等」という。)を使用しようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請して使用の許可を受けなければならない。

2 市長は、前条第2項各号のいずれかに該当するときは、前項の許可(以下「使用許可」という。)をしない。

(平成16条例19・旧第17条繰下・一部改正)

(利用料金)

第20条 特定施設等の使用許可を受けた者(以下「特定施設等使用者」という。)は、使用許可と同時に、指定管理者に特定施設等の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める金額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(平成16条例19・追加)

(利用料金の減免)

第21条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平成16条例19・追加)

(既払いの利用料金の不返還)

第22条 既払いの利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(平成16条例19・旧第19条繰下・一部改正)

(目的外使用の禁止)

第23条 特定施設等使用者は、使用許可を受けた目的以外に特定施設等を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(平成16条例19・旧第20条線下・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第24条 市長は、特定施設等使用者がこの条例の規定に違反したときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(平成16条例19・旧第21条線下・一部改正)

(指定管理者による管理)

第25条 推進センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(平成16条例19・追加)

(指定管理者が行う業務)

第26条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 特定施設等の使用許可及びその取消しに関する業務
- (2) 推進センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 第17条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、推進センターの運営に関する事務のうち市長のみの権限に属する事務以外の事務に関する業務

(平成16条例19・追加)

(指定管理者の指定等)

第27条 指定管理者の指定の手續等については、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年藤沢市条例第19号)の定めるところによる。

(平成16条例19・追加)

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(平成16条例19・旧第23条線下・一部改正)

附 則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第13条から第22条までの規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成13年11月規則第19号により同年12月15日から施行)

附 則(平成16年条例第19号)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第23条を第28条とし、同条の前に3条を加える改正規定(第27条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表の規定は，この条例の施行の日以後にされる申請に基づく藤沢市市民活動推進センターの特定施設及び特定設備の使用の許可に係る利用料金について適用する。

別表(第19条，第20条関係)
(平成16条例19・全改)

1 特定施設

名称	単位	利用料金
会議室A	1時間当たり	100円
会議室B	1時間当たり	100円

2 特定設備

名称	単位	利用料金
ロッカー(大)	1個につき1月当たり	400円
ロッカー(小)	1個につき1月当たり	200円